平成２４年（フ）第１２１号
新潟市東区粟山２丁目13番７号　コーポ阿賀野203号室
債務者　宮川　　忠
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３０号
新潟市中央区上大川前通７番町1166番地　エクセレント上大川前通207号
債務者　深澤　和子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３５号
新潟市西区西有明町１番72号　有明ハイツ、前住所新潟市西区小針西１丁目９番20号　県営小針ヶ丘住宅７号
債務者　早川大二郎
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３６号
新潟市西区内野西２丁目５番26号
債務者　成沢　朝子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３号
札幌市中央区南８条西17丁目３番14―703号
債務者　星　　恵子（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９３号
釧路市堀川町８番３号　ハイツクレソンＤ号室
債務者　土谷　真澄（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４１９号
札幌市中央区南11条西12丁目１番25―203号
債務者　森　　典子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０５号
札幌市中央区北３条西21丁目１番７―207号
債務者　松能　具子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０６号
札幌市中央区南１条東２丁目13番地１　パークヒルズＯＭ中央12―201号
債務者　松能　可奈（旧姓深田）
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８１０号
札幌市中央区南５条西27丁目２番17号　カントリーまるやま102号
債務者　和地　　拓
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５号
北海道天塩郡天塩町字サラキシ4454番地の１富士見団地１号棟202号
債務者　櫛引　明則
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２４年（フ）第８０号
群馬県高崎市石原町4129番地　パークウエスト石原205号
債務者　沓沢　政幸
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第５８号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3560番地27
債務者　峯岸　一子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１０６号
埼玉県行田市大字斎条1577番地
債務者　茂木　弘江
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第７号
千葉県山武郡大網白里町大網827番地６　マサミプラザ101
債務者　戸田　清美
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第９１号
神奈川県座間市緑ヶ丘４丁目25番18号　ベルメゾン№48相武台103号
債務者　笹木賢太郎
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１０６号
相模原市緑区西橋本４―５―22　サンハイツ西橋本101、住民票上の住所千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番20棟305号
債務者　大内　　愛（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部